

## 工事記録写真管理基準

本市の工事記録写真管理基準は、次に示す、国及び新潟県の所管する部局並びに団体等の基準を準用するものとする。

また、基準の確認は、市が別に定める様式（市に定めがないものにあつては国及び新潟県の所管する部局並びに団体等のものに準じた様式）により、行うものとする。

- 1 土木工事の写真記録管理基準は、「新潟県土木工事標準仕様書」及び「新潟県農業土木工事標準仕様書」に掲げる「写真管理基準（案）」によるものとする。
- 2 建築工事の写真記録管理基準は、財団法人地域開発研究所発行の「工事写真の撮り方」によるものとする。
- 3 下水道工事の写真記録管理基準は、「土木工事写真記録管理基準」及び「建築工事写真記録管理基準」のほか社団法人日本下水道協会の「下水道工事施工管理指針」及び財団法人下水道業務管理センターが工事種別ごとに発行している工事必携によるものとする。
- 4 水道工事の写真記録管理基準は、「土木工事写真記録管理基準」及び「建築工事写真記録管理基準」のほか「社団法人日本水道協会」の標準仕様書によるものとする。